短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の開設をお考えの方へ

介護保険法による短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業を実施する場合は、まず、老人福祉法に 規定する「老人短期入所事業」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるにあたっ ても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるにあたっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

ついては、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していないときは協議できない場合があります。)

1 協議に必要な書類

- (1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画(協議様式1)
- (2) 短期入所生活介護施設整備チェックリスト (協議様式2-1又は2-2)
- (3) 都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項(協議様式3)
- (4) 消防署との協議記録(協議様式4)
- (5) 危機管理室との協議事項(協議様式5)
- (6) 土地及び建物の図面(改修・新築の計画図面です)
- (7)消防設備図面
- (8) 近隣の住宅地図等(施設周辺の様子がわかるもの)
- (9) 現況の写真(A4台紙に貼付又はカラー印刷してください)
- (10) 土地及び建物の登記簿の「全部事項証明書(発行から3か月以内のもの)」(新築の場合、建物部分については不要)
- (11) 建物の賃貸借契約書(案)の写し ※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書(案)の写し
- ※ 事前協議終了後に控えとして短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画書の写しの送付を ご希望の場合は返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

2 事前協議の受付について

- (1) 受付
 - (ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。
 - (イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。
- (2) 事前協議から指定までの流れ
 - ①事前協議書類を郵便等で届出てください
 - ↓※指定申請予約までに協議が完了する必要があります。
 - ②事前協議書類の確認 → 不備に係る補正
 - ③事前協議書類の受理

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

 \downarrow

⑤指定申請予約申込 毎月 15 日~翌月 10 日 (休日の場合はその前日まで)

↓ 日程は、大阪市ホームページ

「新規介護保険事業者の指定申請申込について」のとおりです

- ⑥指定申請初回受付日の通知 毎月25日ごろにお知らせします
 - → 審査事務手数料の納入通知書の送付(指定申請初回受付前月末までに法人宛に発送します)
- ⑦老人福祉法による設置届出 ←指定申請時に併せて提出いただきます。
 - → ※介護保険法による短期入所生活介護を実施する場合には、老人福祉法に規定する 「老人居宅生活支援事業開始届」の届出が必要となります。
- ⑧審査事務手数料の納付
- ⑨介護保険法による指定申請 指定申請予約翌月1日~8日ごろまでが初回の申請受付けとなり、その月末までに申請書類を漏れなく提出いただく必要があります。
 - → ※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑩現地調査 (原則、事業開始前月の5日~19日の期間)

 \downarrow

⑪指定時研修(事業開始前月25日頃)

↓指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑫事業開始(指定時研修後翌月1日)

(3) 申請

指定を受けるにあたっては、期間内に申請書を提出し、「受理」されることが必要です。 (書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、受理できません。)

(4) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

1 事業計画

事業の計画にあたっては、介護保険法のほか、厚生労働省令等で定める「基準」や「大阪市条例」を必ずお 読みいただき、ご検討ください。

①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日省令37号)

②大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号)

③大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成25年3月4日大阪市条例第31号)

2 事業(サービス)の概要

要介護者等を老人福祉法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定 する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の 世話及び機能訓練を行うことをいいます。

3 人員及び設備に関する基準について

(1)人員に関する基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	・専らその職務に従事する常勤の者
医師		・1人以上
生活相談員	社会福祉士、介護福祉士	・常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端
	精神保健福祉士	数を増すごとに1人以上
	※1社会福祉主事	
	※2介護支援専門員	
介護職員又は、	介護職員:なし	・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を
看護職員	看護職員:看護師若しくは	増すごとに1人以上
	准看護師	
栄養士		・1人以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴	・1人以上
	覚士、看護師、准看護師、柔道整	
	復師、あん摩マッサージ指圧師	
	※3 一定の実務経験を有するは	
	り師及びきゅう師	
調理員その他の		・事業所の実情に応じた適当数
従業者		

*生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 但し、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではない。

業を行う場合

特別養護老人ホームであってそ│ 利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における の全部又は一部が入所者に利用 | 介護保険法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確 されていない居室を利用して事一保されるために必要な数以上とする。

- ※1 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なり ますので、事前に証明書を発行した大学、短大にお問い合わせいただきご確認願います。
- ※2 平成27年4月から生活相談員の資格要件として介護支援専門員が追加となりました。当該資格者を配置 する際は、介護支援専門員証により有効期限が切れていないことを必ず確認してください。
- ※3 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道 整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、 機能訓練指導に従事した経験を有する者です。

注)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型)における介護職員等の勤務体制に ついて

- 〇指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準
 - ①日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び 深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- ○常勤のユニットリーダーについて
 - ①ユニットリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」)を各施設に2名以上配置すること。 (但し、2ユニット以下の場合は1名でよいこととする)
 - ②研修受講者が配置されたユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ者(研修受講者でなくても構わない)を決めること。
 - ③研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するとともに、 ユニットケアに関して指導及び助言を行うこと。

(2) 設備に関する基準 短期入所生活介護 (ユニット型以外)

設備	内容	
推生	・建築基準法に規定する耐火建築物であること。	
構造	(利用者の日常生活に充てる場所を地上1階のみの場合、準耐火建築物とすることができる。)	
利用定員	・20人以上であること。(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、	
利用化貝	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合を除く)	
	・居室の定員は4人以下とすること。	
居室	・利用者の1人当りの床面積は、内法 10.65 ㎡以上とすること。	
	・日照・採光・換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	
廊下	・内法による測定で 1.8m以上(中廊下の場合は 2.7m以上)とすること。	
食堂	・それぞれ必要な広さを有すること。	
機能訓練室	・合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。	
浴室	・要介護者が入浴するのに適したものとすること。	
便所	・要介護者が使用するのに適したものとすること。	
洗面設備	・要介護者が使用するのに適したものとすること。	
調理室	・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	
汚物処理室	・他の設備と区別された一定のスペースを有すること。	
その他の必要な設備	・医務室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室、介護職員室、看護職員室、 静養室	

【注】

- ・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること
- ・階段の傾斜を緩やかにすること
- ・規模の大小に係らずスプリンクラー、火災報知機等の消防設備の設置、避難経路が確保された建物であること
- ・居室、食堂、機能訓練室、浴室及び静養室が 2 階以上の階にある場合は、 1 以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときはこの限りではない
- ・傾斜路は利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、 表面は粗面又はすべりにくい材料でしあげること
- ・便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を 確保するよう配慮すること。
- ・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便糟を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて 設けること。

(2) 設備に関する基準 短期入所生活介護 (ユニット型)

	設備	内容	
構造		・建築基準法に規定する耐火建築物であること。	
		(利用者の日常生活に充てる場所を地上1階のみの場合、準耐火建築物とすることができる。)	
利田今日	・20人以上であること。(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、		
利用定員		特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設される場合を除く)	
	居室	・居室の定員は1人とすること。	
		ただし、利用者への提供上必要と認められる場合は2人とすることができる。	
		・利用者の1人当りの床面積は、内法10.65 m ² 以上とすること。	
		・日照・採光・換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	
		・居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近設して一体的に	
		設けること。	
		・一のユニットの利用定員は10人以下を原則とすること。	
		○「当該ユニットの共同生活室に近設して一体的に設け」られる居室とは	
		a 当該共同生活室に隣接している居室	
		b 当該共同生活室に隣接していないが、aの居室と隣接している居室	
		c その他当該共同生活室に近設して一体的に設けられている居室	
ユ	共同生活室	・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で	
=		日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。	
ット		・一の共同生活室の床面積は2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を	
		乗じて得た面積以上を標準とすること。	
		・必要な設備及び備品を備えること。	
		○次の2つの要件を満たす必要がある。	
		a 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に	
		移動することができる。	
		b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を	
		楽しんだりすることが可能な備品を備え付けた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく	
		通行できる形状が確保されていること。	
	便所	・要介護者が使用するのに適したものとすること。	
	洗面設備	─ ・居室ごとに設けるか又は共同生活室ごとに適当数設けること。(共同生活室内の1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けることが望ましい。	
		なお、居室ごとに設ける方式と共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。)	
浴室	3	・要介護者が入浴するのに適したものとすること。	
		・居室のある階ごとに設けるのが望ましい。	
廊下		・内法による測定で 1.8m以上(中廊下の場合は 2.7m以上)とすること。	
		・廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者・従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる	
		場合には 1.5m以上(中廊下の場合は 1.8m以上)として差し支えない。 ・食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備	
調理室		・良命、調理命具寺を相毎りる故伽、良命、良命寺を有係に休官りる故伽亚のに防虫及の防風の故伽を設けること。	
汚物処理室		他の設備と区別された一定のスペースを有すること。	
その他の必要な設備		・医務室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室	
Γÿ	<u></u>	-	

【注】

- ・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること
- ・階段の傾斜を緩やかにすること
- ・規模の大小に係らずスプリンクラー、火災報知機等の消防設備の設置、避難経路が確保された建物であること
- ・居室、食堂、機能訓練室、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。 ただし、エレベーターを設けるときはこの限りではない
- ・傾斜路は利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、 表面は粗面又はすべりにくい材料でしあげること
- ・便所等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を 確保するよう配慮すること。
- ・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便糟を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて 設けること。

5 その他の配慮事項

①建築基準法その他の法令等の遵守。

(建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも合致すること)

- *新築の場合、建築基準法適合・建築確認申請の検査済証(工事完了検査後に交付される)が必要
- *改修の場合、建築基準法上の手続き(用途変更等)を確認し、手続きが必要な場合は、申請までに手続き の完了が必要
- *消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届書(所轄消防署において交付される)が必要
- ②設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については、原則申請法人所有物件。ただし、所有権以外による場合は、短期入所生活介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得(例えば賃貸借契約の締結)が行われていることが確認できるものに限る。

③居室・便所・浴室・脱衣室等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、適切な場所に 緊急呼び出しを設置すること。

6 申請時の留意事項

○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。改修の場合は、事前協議までに必ず協議し、その結果を「(協議様式4)消防署との協議記録」に記載して事前協議に持参してください。

また、<u>申請前には、所轄消防署の設備検査(立ち入り等)を完了</u>しておく必要があります。そして、申請時に提出する「防火対象物使用開始届」においては、所轄消防署の<u>【受付印】と【検査済印】の押印がなければ、申請受付ができません。</u>

なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。

○「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請前に建築基準法7条5項による検査済証の添付が必要です。

改修の場合は、用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうか、大阪市計画調整局建築確認課と相談してください。

都市計画法上の区域及び建築基準法の手続きに関する協議結果を「(協議様式3)都市計画法上の確認事項及び計画調整局建築確認課との協議事項」に記載(手続き不要の場合でも、その理由を記載)のうえ事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

※検査済証が確認できない物件の場合は、下記のガイドラインを参照してください。

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html

○「水防法第 15 条の 3」について

河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成義務があります。新たに通所介護事業のお考えの方は、避難確保計画作成が必要な要配慮者利用施設にあたるのかどうかについて危機管理室へご確認をお願いします。事前に大阪市危機管理室へ連絡し水防法に基づく避難計画について事前に協議を行い、協議結果を「(協議様式5)危機管理室との協議事項」に記載(手続き不要の場合でも、その理由を記載)のうえ事前協議必要書類として提出してください。

※詳細は下記ホームページをご確認ください。

「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html